

関係者各位

2023年7月24日

埼玉県テニス協会
会長 上羅 廣
理事長 岡田 茂夫

お 知 ら せ

日頃より当協会の活動に対しご理解ご協力を賜り篤くお礼申し上げます。
さて、昨年春の「2022年度協会人事」に端を発した混乱により、その後の
大会運営等に支障を与え、選手、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配
をお掛けすることとなり心よりお詫び申し上げます。

その後の当協会の対応に対し、埼玉県スポーツ協会から「協会の運営
不全」を指摘され、2023年5月29日付「勧告書」を受理しました。
これを受け、当協会は「一般スポーツ団体向けガバナンスセルフチェック
シート」に基づいた「改善計画書」を作成し、2023年6月26日開催の
理事会で承認を得た後、6月30日に埼玉県スポーツ協会へ提出致し
ました。

現在、上記「改善計画書」に沿って、今後の協会運営について議論を
進めておりますので、その進捗状況については適宜HPにて報告いたし
ます。

今後とも当協会の活動へのご支援ご協力のほどよろしくお願い致します。

以 上

《添付資料》

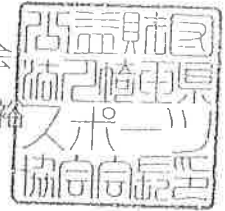
- ・2023年5月29日付
「埼玉県テニス協会運営不全に関する措置について(勧告)
(公益財団法人埼玉県スポーツ協会)
- ・「改善計画書」
- ・一般スポーツ団体向けガバナンスセルフチェックシートを活用した
自己説明のチェックシート



埼玉協第156号
令和5年5月29日

埼玉県テニス協会
会長 上羅 廣 様

公益財団法人埼玉県スポーツ協会
会長 大野 元 裕



埼玉県テニス協会運営不全に関する措置について（勧告）

このことについて、「本会及び加盟団体並びにその構成員の義務等の違反措置に関する規程」第5条第1項（2）に基づき、下記のとおり勧告する。

記

- 1 早急に組織体制を立て直し、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」の遵守状況について、同ガバナンスコードセルフチェックシートを活用し、自己説明・公表を行うとともに、改善計画書を提出すること。
なお、自己説明・公表並びに改善計画書は、貴協会の意思決定機関の決議を経て6月末日までに提出すること。
- 2 今回の措置に至るまでの顛末を明らかにし、貴協会の信頼回復に努めること。

以上

2023年6月30日

改善計画書

埼玉県テニス協会

1. 組織体制に関すること

協会としての組織体制はあったが、一部に権限が集中し、各部会並びに委員会の機能が十分に発揮できなかった。運営不全を指摘されながら対応できなかった要因である。

この反省をもとに、委員会等へ参画する一人ひとりが、良い点、悪い点、修正すべき点など「意見を出し合える」環境づくり、また、一人ひとりの「意見を大事にする」組織作りが肝要である。やりがいを感じながら関わっていける組織にすることが改善の方向性と目標である。

定例理事会等は、年間計画の中に明示し、組織運営が滞りなく進捗するようにする。

また、団体の将来の在り方を考える時に、「法人化」も避けて通れない道であることから、「法人化準備委員会（仮）」を設けて法人化への道筋を検討する。

2. 会則・規約に関すること

現行の会則は内容が不十分であり、今回指摘された運営不全の一因ともなっていることから、「会則改定委員会（仮）」を設置して見直しを行う。

併せて、今までに制定された内規、細則、申し合わせ事項等についても見直しを行い、現状に合わせて改定し、開示することにより共有化を図っていく。

3. 役員体制について

独断的な決定を避けるために、基本方針や取り組み方について、現状では、会長を含め、理事長・副理事長（2名）・事務局長の合議体により進める体制に切り替えた。

理事や常務理事の定数についても、会則の見直しと並行して是正していく。

郡市テニス協会の集合体という埼玉県テニス協会の特徴を生かし、事業運営に携わる人員を郡市テニス協会の中から発掘し、組織の活性化に結び付ける流れを確立していくことが今後の活動にとって非常に重要なことと考え、今年度から取り入れている。

また、団体運営や事業運営の中心的役割を担う役員は、情報や運営技術・知識等を共有し、組織の持続性を十分に意識しながら関わっていく。

4. 透明性を確保するための情報開示について

組織運営の基本方針を策定して公表することや、大会開催に関わる情報にとどまらず、「デジタル委員会（仮）」を設置して、会員への「お知らせ」や「便り」など、当協会の活動全般に亘る情報を日常的にホームページ等を通じて発信することにより、「協会の今」を理解してもらえよう取り組んでいく。

また、協会内の情報開示としては、各部会・委員会の活動内容や会議内容の共有を図る。

5. コンプライアンス教育について

スポーツインテグリティの保護強化やガバナンスを徹底するために、当協会役員へのコンプライアンス教育ならびに指導者・競技者へのコンプライアンス教育の場を意識的に作っていく。

外部で開催されるコンプライアンス教育を利用したり、関係官庁などが作成した研修動画などを積極的に取り入れ、コンプライアンスの意識醸成を図る。

6. ハラスメントへの対応について

協会運営の様々な場面で想定されるハラスメント（パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・モラルハラスメント等）などの相談窓口の設置や外部の通報機関の周知並びに倫理委員会（仮称）の設置などにより、問題に適切に対応できる体制を構築する。

〈一般団体向けガバナンスコード〉チェックシートによる自己説明

埼玉県テニス協会

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである

(2) 法人格を有していない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか

基本的には遵守している。しかし、会則全体において、例えば罰則規定が不十分、上位の役職者が独断的に行動した場合に会議が開催されない可能性があるなど細部において不十分な点がある。全体の整合性を取りつつ、会則の総点検を進める必要がある。

また、単に会則の見直しだけではなく、将来的な「団体の法人化」も見据えながら進めることが必要である。

現在、会則・内規等の見直しを始めている段階である。今後、会則に則って、常務理事会に「会則改定委員会（仮）」を設置し、時間をかけて検討していく。また、同時に「法人化準備委員会（仮）」の設置についても検討していく。

(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか

事業運営において、会則・規約（法令等）等を遵守できなかったことにより、大会等の運営不全を招くこととなった。その対策として、会則・規約等の見直しに向けた委員会を設置するとともに、スポーツインテグリティの保護強化、ガバナンス徹底のための研修などを通じて、真のコンプライアンスを作り上げていく。

(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか

役員については、今回の指摘を受け、現段階では、会長・理事長・副理事長（2名）・事務局長が日常的業務を執行する立場として位置付けられ、基本的方針や取組方などを検討する流れに切り換えた。常務理事や理事の人数が多いのではとの指摘もあるので、会則の見直しと並行して検討していくこととする。

さらに、団体運営や事業運営の中心的役割を担う役員は、情報や運営技術・知識等を次世代の役員に引き継ぐとともに、次世代の役員を育てるという意識を持って、全体として関わりのある体制を作り上げる。

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか

いままで、基本方針については策定並びに公表はしていない。

今回、組織の運営不全を指摘され、様々な話し合いの場をもってきた中で合言葉のように唱えられたことがいくつかある。

「一人では決めない」「なんでも話し合う」「風通しのよい組織にする」などである。

これは、一人ひとりが考えていることを自由に発言でき、生き生きと参画できるような組織運営を指している。これらを組織運営の根幹に据えた基本方針を策定し、理事会・総会で承認を得た段階で、ホームページに掲載しステークホルダーと共有していく。

原則3 暴力行為の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

これまでも役員についてはコンプライアンス研修会や勉強会などへの参加が促されることはあったが、団体独自で研修会等を役員に対して実施することはなかった。今後は、理事会や総会の機会を捉えてコンプライアンスに関する動画の視聴などを取り入れるなどして、コンプライアンス意識の醸成・徹底を図る。

また、暴力行為やさまざまなハラスメントに対する相談窓口や倫理委員会などを設置する。

- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

指導者や競技者に対してのコンプライアンス教育は今まで実施できていない。

指導者へは、指導者講習会等でコンプライアンス教育の機会を設ける。

競技者へは、協会ホームページを通じてコンプライアンス教育への参加を促す活動を継続する。

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守しているか。

理事等の会議出席や大会運営に関わる役員の手当については、規定に基づいて適切に支出されている。事務局員の手当についても規定に基づいて支給されている。

収入（主に郡市テニス協会からの登録料と大会参加料）は個別の預金口座で管理し、支出については、その目的、証拠書類の確認ができたもののみ承認している。

通帳と印鑑は、事務局において別々の管理者をおいて、財産管理を厳格に行っている。

全体の決算・予算の様式についても、収入・費用の内容を適切な項目に分類することにより、財務面からも協会の活動状況が把握しやすいように取り組んでいる。

会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計の原則に則って確実に行っている。

- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な利用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。

国体派遣（県スポーツ振興課）や競技力向上事業（県スポーツ協会）により支給される補助金については、補助の実施主体が定める処理基準に則り適切に処理しており、報告内容について問題を指摘されたことはない。

- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

各大会や競技力向上事業（いわゆる「強化費」）の収支は、各責任者が一定の基準に沿って収支を取り纏め証拠書類とともに事務局に提出、それを事務局（当事者以外）がチェックする体制により、問題の発生を抑止する流れになっている。

更に年度末には会計監査（2名）による審査を経て、最終的に理事会・総会で承認される。

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係わる情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。

通常の団体活動に関連する〈事業報告・計画、決算・予算、各大会の要項・結果等〉については随時開示し、併せて、会則や役員体制等についても開示している。

しかし、組織運営に関する情報開示は今まで不十分だったので、今後改善していく。

(2) 組織運営に係わる情報の積極的な開示を行っているか。

事業運営に関する情報の開示は適切に行ってきたが、組織運営に関する情報については、適切に開示されてきたとはいえない。

会員の利害関係に関わる事項、重要な役職者の選任に関わる事項、選手選考に関わる事項等については開示していく。